

## 令和2年 天草市農業委員会第11回総会議事録

令和2年11月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	13番	野中幸廣 君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

12番 井島安一 君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	書記	山川裕輔
書記	井上拓海	書記	浦川優也

### 4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第55号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第56号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第57号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第58号	農業振興地域整備に係る農用地区域からの除外申請について
日程第6	議第59号	農業振興地域整備に係る農用地区域への編入申請について
日程第7	議第60号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第8	議第61号	非農地通知書交付申請について
日程第9	議第62号	農地利用最適化推進委員の辞任について
日程第10		報告事項について

閉会

開 議 15 時 30 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 11 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。コロナウイルスの第 3 波が拡大しております。熊本県農地利用最適化推進大会については、コロナウイルスの影響により、中止となりました。乾燥<sup>に</sup>により、飛沫がさらに拡散するため、一人一人感染対策をお願い致します。11 月 12 日の農業委員会研修は、農業委員 10 名、推進委員 28 名が、参加していただき、実のある研修となりました。本日は全体で 191 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、12 番井島安一委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、7 番金棒委員、8 番淀川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。下浦町の譲受人は福岡県の譲渡人より、下浦町の畑 363 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧本渡東小学校から南東へ約 0.5km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6 番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。有明町の譲受人は五和町の譲渡人より、有明町の畑 651 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧浦和小学校から北東へ約 1.0km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人外 1 名より、倉岳町の田と畑 1,576 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から北東へ約 0.5km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人外 1 名より、倉岳町の田 1,348 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

さい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から北西へ約 0.3km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 2 ページをご覧ください。5 番について説明します。亀場町の譲受人は長崎県の譲渡人より、栖本町の畑 77 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本中学校から東へ約 0.8 km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6 番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 56 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用

者は宮地岳町の個人で、宮地岳町の田 3829 m<sup>2</sup>を牛舎及び運動場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮地岳郵便局から北西へ約 1.5km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、農用地区域内農地です。農用地区域農地は原則転用許可できませんが、農用地利用計画で指定された用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、牛舎が足りなくなったため、牛舎 1 棟、運動場、餌置場として整備し利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。この案件は転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2 番について説明します。転用者は下浦町の個人で、佐伊津町の畑 1769 m<sup>2</sup>のうち 471.81 m<sup>2</sup>を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約 0.5km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 3番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑32㎡を通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、新築される住宅及び駐車場、畑に入る通路が必要なため、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第4、議第57号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番から4番まとめて説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は佐伊津町の個人外3名で、佐伊津町の畑74㎡を売買により取得して通路にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。土地利用計画の内容は、住宅、駐車場の通路として利用したいため、通路として整備し利用する計画です。資料③の3ページを

ご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。次に2番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 201 m<sup>2</sup>を売買により取得して個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。次に3番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 260 m<sup>2</sup>を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。次に4番について説明します。転用者は八幡町の個人で、佐伊津町の畑 184 m<sup>2</sup>を売買により取得して貸駐車場にする案件です。スクリーンをご覧ください。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場の需要が見込まれるため、貸駐車場6台、転回しスペースとして整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は東浜町の法人で、今釜町の田 2016 m<sup>2</sup>を売買により取得して宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北コミュニティセンターから東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。

土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地 8 区画、公園、道路にする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6 番について説明します。転用者は北原町の個人で、浜崎町の畑 191 m<sup>2</sup>を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から北西へ約 0.1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 6 ページをご覧ください。7 番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、亀場町の畑 88 m<sup>2</sup>を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。



スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、新しく建築する住宅に駐車スペースが不足しているため、駐車場2台として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。転用者は栢宇土町の個人で、亀場町の田431㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭、通路として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番・10番まとめて事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の6ページと7ページをご覧ください。9番・10番についてまとめて説明します。転用者は京都府の法人で、下浦町の田793㎡と下浦町の田749㎡に地上権を設定して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した金焼簡易郵便局から南東へ約0.1km、青色で着色した県道下浦馬場線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して、売電収入を得たいため、9番・10番併せて太陽光パネル360枚を整備し利用する計画です。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 11番について説明します。転用者は東浜町の法人で、志柿町の畑479㎡を売買により取得して宅地分譲にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草警察署本渡東駐在所から南へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地2区画として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 12番について説明します。転用者は楠浦町の法人で、楠浦町の畑179㎡を売買により取得して倉庫及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北東へ約0.8km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接している工場の倉庫及び駐車場として利用したいため、倉庫1棟、駐車場3台として整備する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 13番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑62㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧浦和小学校から北西へ約0.9km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、駐車場2台として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に14番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の8ページをご覧ください。14番について説明します。転用者は京都府の法人で、有明町の畑2022㎡に地上権を設定して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧浦和小学校から南東へ約1.0km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して、売電収入を得たいため、太陽光発電パネル360枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第5、議第58号、農業振興地域整備に係る農用地区域からの除外申請についてを議題と致します。それでは1番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の9ページ目をご覧ください。1番について説明します。申請者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑851㎡を宅地にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。

す。土地利用計画の内容は、現在の家が手狭で不便なため、2世帯住宅を建築する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地になりますが、集落接続の例外規定に当てはまり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に2番について説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。申請者は本町の個人で、本町の田285㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した東向寺から東へ約0.8km、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、手狭で不便なため宅地拡張する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に3番について説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。申請者は倉岳町の個人で、倉岳町の田714㎡に太陽光発電施設を設置する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から西へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に4番について説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。申請者は港町の法人で、志柿町の畑2,647㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南東へ約2.5km、青色で着色した天草オレンジラインの北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しく植林する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。既に植林されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に5番について説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 5番について説明します。申請者は新和町の個人で、新和町の田410㎡を駐車場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した碓石簡易郵便局から北へ約0.6km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する会社の駐車場が手狭で不便なため重機やトラックの駐車場とする計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に6番について説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 6番について説明します。申請者は栖本町の個人で、栖本町の田179㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本簡易郵便局から北東へ約0.1km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、手狭で不便なため宅地拡張する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に7番について説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 7番について説明します。申請者は太田町の法人で、亀場町の畑1,538㎡を資材倉庫にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北西へ約0.4km、青色で着色した国道266線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の倉庫が手狭で不便なため新たに倉庫を建築する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に8

番について説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8番について説明します。申請者は五和町の個人で、五和町の田716㎡を資材倉庫にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から北西へ約0.4km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の倉庫が手狭で不便なため新たに倉庫を建築する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に9番について説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 9番について説明します。申請者は熊本市東区の個人で、天草町の畑979㎡に太陽光発電施設を設置する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大江天主堂から北西へ約1.5km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。既に太陽光発電施設として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。次に10番について説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 10番について説明します。申請者は天草町の個人で、天草町の畑979㎡に太陽光発電施設を設置する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着



色部分です。黄色で着色した大江天主堂から北西へ約 1.5km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。既に太陽光発電施設として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 59 号、農業振興地域整備に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは 1 番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 10 ページをご覧ください。1 番について説明します。申請者は下浦町の個人で、栖本町の畑 15,807 m<sup>2</sup>を中山間地域等直接支払制度事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。天草市役所栖本支所より北西へ約 2.0km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に 2 番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2 番について説明します。申請者は久玉町の個人で、久玉町の畑 5,665 m<sup>2</sup>を環境保全型農業直接支払事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。牛深自動車学校より北東へ約 1.5km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

ませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に3番について説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 3番について説明します。申請者は本町の個人で、本町の畑等14,213㎡を中山間地域等直接支払制度事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。本町小学校より北へ約0.2km、南へ約0.8km、青色で着色した県道本渡荅北線の北側と南側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に4番について説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 4番について説明します。申請者は深海町の個人で、深海町の田6,056㎡を中山間地域等直接支払制度事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。内ノ原簡易郵便局より東へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に5番について説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 5番について説明します。申請者は天草町の個人で、天草町の畑1,603㎡を果樹経営支援対策事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリ

ーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。天草小学校より南東へ約0.5km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に6番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。申請者は栖本町の個人で、栖本町の畑3,045㎡を果樹経営支援対策事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。栖本総合グラウンドより南東へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に7番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 7番について説明します。申請者は南新町の法人で、五和町の畑849㎡を果樹経営支援対策事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。鬼の城公園より南東へ約0.5km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に8番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。申請者は南新町の法人で、楠浦町の山林17,254㎡を果樹経営支援対策事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。楠浦小学校より南西へ約1.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に9番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 9番について説明します。申請者は南新町の法人で、下浦町の畑等15,893㎡を果樹経営支援対策事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。本渡東中学校より南東へ約0.9km、青色で着色した国道266線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に10番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 10番について説明します。申請者は南新町の法人で、下浦町の畑7,045㎡を果樹経営支援対策事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。金焼簡易郵便局より南東へ約0.9km、青色で着色した県道下浦馬場線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。次に11番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 11番について説明します。申請者は倉岳町の個人で、倉岳町の田3,365㎡を中山間地域等直接支払制度事業に加入するため、農用地区域へ編入する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。浦郵便局より南西へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が航空写真です。次が土地利用計画図です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第60号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第60号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の11ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が141件、再設定が22件、転貸が0件、合計164件で、筆数235筆、総面積が375,886.92㎡となっております。なお、11ページの所有権移転の計画につきましては、宮地岳町の個人が熊本県農業公社より宮地岳町の田2,142㎡を売買により取得する計画でございます。利用権設定に関しては38ページ53番から86ページ148番、主に下浦町・志柿町における96件、131筆、総面積244,022.75㎡を、農地中間管理機構を通じて新規設定された計画となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の6ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第8、議第61号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が1件、牛深地域が1件、栖本地域が1件、倉岳地域が1件、五和地域が1件、合計5件。筆数は全体で9筆、面積は3,101㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の7ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の95ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した天草病院から南西へ約1.0kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番の地図です。黄色で着色した牛深高校から北西へ約1.2kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が3番と4番の地図です。黄色で着色した栖本中学校から東へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が5番・6番の地図です。黄色で着色した五和中学校から西へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が7番から9番の地図です。黄色で着色した倉岳郵便局から北西へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 2番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 3番・4番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 5番・6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 7番から9番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第9、議題62号、農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(荒木賢司君) 議第62号農地利用最適化推進委員の辞任について説明いたします。

スクリーンをご覧ください。本件は、次の者から農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の届出がありましたので、農業委員会の同意を求めるものです。担当地区・氏名・住所・性別・年齢は議案書記載のとおりです。提案理由は、農地利用最適化推進委員を辞任するには、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を得る必要があるためです。2ページをご覧ください。11月16日に倉田信幸委員から会長宛提出された辞任届です。それでは、3ページをご覧ください。倉田信幸委員からの申し出について説明します。以前から倉田信幸委員の体調がすぐれないと聞いていたので、令和2年11月13日金曜日午後1時30分頃に、岩本局長と私で倉田委員宅を訪問し、今後の業務についてお話ししました。倉田委員は「病気で体の半身が不自由なため、今後の業務の遂行が難しい」と話され、辞意を伝えられました。面談をとおして、事務局職員で協議した結果、倉田委員におきましては、今年度の「農地利用状況調査」も思うようにできず、研修会についても欠席されることがあり、推進委員として農業者との面談についてもとてもできるような状況ではないので、これ以上推進委員の職務の遂行は厳しいとの判断をし、辞任届を提出してもらうことと判断しました。11月16日月曜日午前9時頃、再度岩本局長と私で倉田委員宅を訪問し、辞任届を提出され受理しました。以上ご説明いたしました。ご審議についてよろしくお願ひします。

---

○議長(本田実君) 報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の96ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、

田を畑として利用したいというものでした。第4条関係の許可不要転用届は1件、農道として利用したいというものでした。第5条関係の許可不要転用届は、ありませんでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

---

17時30分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田実

署名委員 淀川洋一

署名委員 金橋康二